

新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン（船舶）

令和2年6月8日
有限会社安栄観光

1. はじめに

本ガイドラインは一般社団法人日本旅客船協会の「旅客船事業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」に基づいており、石垣市と締結する「新型コロナウイルス感染症感染防止協力協定」および竹富町の「竹富町における経済活動の再開及び庁の対応について」で求めている内容をふまえて作成した。

旅客船事業は離島の生活航路として島民の安定的な生活の確保及び社会機能の維持に必要不可欠な公共交通機関であることに加え、貨客船における自動車航送や貨物輸送は物流の一翼を担う重要な社会基盤であり、業務の継続が求められている。また観光事業は新型コロナウイルス終息後の地域経済回復の基盤の一つとして重要なインフラでもある。

2. 従業員における感染予防対策

(1) 実務責任者の配置

新型コロナウイルス感染防止対策責任者として、常務取締役 平安名浩文 を選任する。

実務責任者の指示のもと全従業員に感染防止対策の必要性を認識させ実施する。

お客様、従業員の中に無症状感染者がいる可能性をふまえた感染防止策を行う。

(2) 日々の体調チェック

全従業員を対象に就業前の検温及び健康チェックを行い、体調のすぐれない場合は自宅待機とする。

(3) 消毒の励行

就労前、就労中、休息中にかかわらず、化粧室使用、清掃、喫煙、飲食、自身の顔に振れる等の行為、また他従業員やお客様との物品のやりとりで接触があった場合は必要に応じて手洗いや手指の消毒、うがいを意識して行う。従業員が共有する備品や機器は使用前後、常に消毒をする。

(4) マスクの着用

就業中はマスクを着用する。就業時間外においても人と接触する場所ではマスクの着用を意識して行う。

(5) 就業中のチェック

従業員に対し、就業中に発熱や体調不良を認めたものは、実務責任者もしくは運航管理者に連絡を入れる事を徹底するとともに、勤務を中止させる。

3. 施設・船内における感染予防対策

- (1) 案内表示の掲示
お客様の導線・目線を意識した的確な場所で適切な表示案内をする。
- (2) 消毒液の設置
発券カウンター（石垣港及び各離島）、乗り場（石垣港）。
- (3) マスクの着用
ターミナル周辺及び乗船時にはマスク着用を依頼する。
マスク着用に応じない場合は乗船を断る場合もある。
- (4) 検温
乗船前に非接触型体温計による検温を実施（石垣港）し、発熱等の症状が顕著な場合は乗船を断る場合がある。
- (5) 消毒・清掃・換気の強化
お客様・従業員の触れる機会が多い箇所（船舶座席ひじ掛け、手すり、ドアノブ、電話、OA機器、イス・テーブルなど）の消毒を定期的実施する。
エアコンによる外気導入や窓開け等で船内換気を行うとともに、乗客が安心して利用できるように配慮する。
船内座席の布製ヘッドレストは定期的に洗濯する。

【船舶】

- | | |
|-----|---|
| 乗船前 | 空気の入替、船内消毒作業。
船室内の消毒液噴霧。
手すり、座席ひじ掛け、暴露部分の消毒液による清拭。 |
| 乗船時 | マスク着用の確認、検温の実施（石垣港）。 |
| 航行時 | 必要に応じドアを開放し換気を図る。 |
| その他 | 各港到着後、下船及び荷おろし後に消毒、換気を行う。
消毒、換気中は乗船不可とし、出港が定刻より遅れる事となっても作業完了を優先させる。
船内で出たゴミはビニール袋に入れこまめに廃棄処分を行う。
待機・休憩中は乗組員同士の間隔に注意する。 |

【港湾施設内】

- | | |
|-------|--|
| カウンター | 手指消毒液を配置しお客様が自由に使用できるようにする。
金銭や乗船券の受け渡し時は、手渡しでなくトレイを使用する。
精算は可能な限りキャッシュレス決済をお願いする。 |
| 乗り場 | 手指消毒液を配置しお客様が自由に使用できるようにする。 |
| 事務所 | 事務所内に手指消毒液を設置する。
人の手が触れる場所はこまめに消毒を行う。 |
- (6) 身体的距離の確保

カウンター	接客カウンターにビニールシートを設置し、飛沫防止に努める。 お客様同士の濃厚接触を避ける為、立ち位置表示を行う。
船内	船内放送、船内巡視などで可能な限り間隔を確保する。

4. お客様へ協力依頼する感染予防対策

- (1) 発熱、咳、体調不良の症状がある方は乗船取りやめを要請する。
- (2) ターミナル周辺及び乗船時にはマスク着用を依頼する。
- (3) 乗船前の検温に理解と協力を求める。
- (4) 乗船者には可能な限りお客様同士の間隔を確保していただくよう理解と協力を求める。
- (5) 精算は可能な限りキャッシュレス決済をお願いする。

5. 感染疑いのあるお客様への対応

- (1) 石垣港発便での発生時
乗船を遠慮いただき、石垣市健康福祉センターや八重山保健所の相談窓口を案内する。
- (2) 各離島発便での発生時
乗船を遠慮いただき、地元診療所の医師の判断を仰ぐ。

6. 感染者が出た場合の対応

- (1) 八重山保健所の指示を受けながら消毒作業を行う（船舶、カウンター等）。
- (2) 消毒が必要な船舶に乗務した乗組員は、発生日から2週間の自宅待機を行う。また乗船券の受け渡し等、関係した職員についても同様に2週間の自宅待機を行う。

7. その他

- (1) 本ガイドラインは今後の状況により、適宜、必要な見直しを行う。

相談・報告窓口

石垣市健康福祉センター 0980-88-0088
八重山保健所 0980-82-4891